

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(第33期)

(単位:円)

科 目	金 額	構成比 (%)	科 目	金 額	構成比 (%)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	(11,356,195,633)	(74.8)
流 動 資 産	(14,160,289,658)	(93.3)	流 動 負 債	(10,554,858,671)	(69.5)
売 掛 金	2,187,316,024		工 事 未 払 金	4,253,475,852	
仕 掛 品	6,882,805,111		未 払 費 用	788,445,009	
貯 藏 品	29,347,202		前 受 金	4,888,618,143	
前 払 費 用	1,742,830		未 払 金	25,014,313	
未 収 入 金	14,546,552		未 払 法 人 税 等	32,922,600	
短 期 貸 付 金	5,000,472,847		未 払 消 費 税	100,831,300	
立 替 金	44,059,092		預 り 金	25,421,454	
			賞 与 引 当 金	440,130,000	
固 定 資 産	(1,024,167,397)	(6.7)	固 定 負 債	(801,336,962)	(5.3)
有 形 固 定 資 産	(261,850,156)	(1.7)	退 職 紹 付 引 当 金	801,336,962	
建 物	60,993,853				
構 築 物	5,273,000				
機 械 及 び 装 置	160,098,869				
工具、器具及び備品	35,484,434		(純 資 産 の 部)	(3,828,261,422)	(25.2)
無 形 固 定 資 産	(51,714,144)	(0.3)	株 主 資 本	(3,828,261,422)	(25.2)
ソ フ ト ウ ェ ア	44,054,038		資 本 金	(100,000,000)	(0.7)
電 話 加 入 権	7,660,106		資 本 剰 余 金	(550,000,000)	(3.6)
投 資 等	(710,603,097)	(4.7)	そ の 他 資 本 剰 余 金	550,000,000	
長 期 前 払 費 用	79,239,596		利 益 剰 余 金	(3,178,261,422)	(20.9)
繰 延 税 金 資 産	464,961,051		別 途 積 立 金	200,000,000	
差 入 保 証 金	166,402,450		繰 越 利 益 剰 余 金	2,978,261,422	
			[うち 当 期 純 利 益]	[146,771,436]	
資 産 合 計	15,184,457,055	100.0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,184,457,055	100.0

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

(2) 無形固定資産（リース資産は除く）……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内、

リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引について
は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産見込額に基づき計上している。

(2) 賞与引当金……賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高 … 工事完成基準

完成工事原価 … 檢査基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用 …… グループ通算制度の適用を開始している。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数 普通株式……200株

(資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の
「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。